

『北九州市公衆浴場法施行条例』を改正しました。

公衆浴場における混浴に関するトラブルを防止するとともに、子どもたちの公衆浴場での性的な被害を防ぐことや、子どもたちの望まない混浴を回避するために、国の指針「公衆浴場における衛生等管理要領」が改正され、本市もその趣旨を踏まえ、条例の改正を行いました。

—令和3年7月1日から変わります—

公衆浴場における混浴トラブルを防止するため
男女の制限年齢を引き下げました。

「10歳以上の男女を混浴させないこと。」



「7歳以上の男女を混浴させないこと。」

快適に公衆浴場を利用できるよう皆さまの
ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先

【小倉北区、小倉南区、門司区の施設】

保健所東部生活衛生課 環境衛生係 電話：093-522-8728

【若松区、八幡東区、八幡西区、戸畑区の施設】

保健所西部生活衛生課 環境衛生係 電話：093-622-4614